

令和6年度 西川町空き家除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の安全・安心な生活環境の確保及び良好な景観保全を図るため、町内にある空き家の除却を行う者に対し、予算の範囲内で交付する西川町空き家除却支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、西川町補助金等の適正化に関する規則（昭和40年10月町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 西川町空き家等の適正管理に関する条例（平成24年9月町条例第21号）第2条第1号に規定する空き家等をいう。
- (2) 除却工事 空き家の解体、撤去及び処分のために行う工事をいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一戸建て住宅又は併用住宅
- (2) 所有権以外の権利が設定されていないもの。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利者より除却について同意を得ているもの
- (3) 公共事業等の補償及び他事業による補助金交付等の対象でないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件すべてに該当する者とする。

- (1) 補助対象空き家の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産課税台帳）に所有者として記録されている者若しくはその相続人又はそれらの者から除却工事についての同意を得た者
- (2) 町税等に滞納がない者
- (3) この要綱による補助金の交付を受けていない者
- (4) 西川町暴力団排除条例（平成24年3月町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でない者

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる除却工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象空き家を除却し、原則として当該空き家の所在する土地を更地にする工

事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内業者と請負契約を締結する除却工事
- (2) 補助金交付決定書の通知の日以降に契約し、着手した工事
- (3) 補助対象空き家所在地での住宅の建替えのための除却工事ではないもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を含む）とし、補助金の額等は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 補助対象経費には、補助対象空き家の除却工事と併せて行う空き家の敷地内に付属するお蔵や小屋、車庫、工作物、庭木の除却工事に要する経費を含むものとする。

(事前調査)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、西川町空き家除却支援事業補助金交付事前調査申込書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出し、事前調査を受けなければならない。

- (1) 補助対象空き家の現況写真
 - (2) 補助対象空き家の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋台帳の写し）
- 2 前項の事前調査申込書を提出した補助対象者は、町職員が補助対象空き家に該当することを調査するため、必要最小限度において、当該空き家の敷地内に立ち入り、必要部分の写真撮影を行うことに同意するものとし、これに協力しなければならない。
- 3 町長は、第1項の事前調査が完了したときは、西川町空き家除却支援事業補助金交付事前調査結果通知書（別記様式第2号）により、補助対象者に調査結果を通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事着手前に西川町空き家除却支援事業補助金交付申請書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事見積書の写し（その他の建築物を同時に解体する場合は、補助対象経費を明確にすること）
- (2) 同意書（別記様式第4号）及び当該同意書の同意者における印鑑証明書（申請者が同意を受けた場合に限る。）
- (3) 閲覧同意書（別記様式第5号）
- (4) 委任状（代理者が申請する場合に限る。）
- (5) 誓約書（別記様式第13号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を速やかに審査し、補助金の交付を決定したときは、規則第8条の規定に基づき、西川町空き家除却支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(審査)

第10条 この要綱による補助金の交付に関する審査を行うため、西川町空き家除却支援事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を置き、次の者をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) 町民税務課長
- (4) 健康福祉課長
- (5) 観光課長
- (6) 建設水道課長

2 審査会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

(申請内容の変更又は中止)

第11条 補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、西川町空き家除却支援事業補助金変更申請書（別記様式第7号）に当該変更内容を確認することができる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、当該変更による補助金の増額は認めない。

- 2 町長は、前項の規定による変更を認めたときは、西川町空き家除却支援事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。
- 3 交付決定者は、事情により補助対象工事を中止するときは、西川町空き家除却支援事業補助金工事中止届（別記様式第9号）を町長に提出しなければならない。
- 4 第1項に定める軽微な変更とは、第6条に掲げる事業に要する経費の10分の1を超える額の増額以外の変更とする。

(補助金の実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、当該補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、西川町空き家除却支援事業補助金実績報告書（別記様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事請負契約書の写し
- (2) 補助対象工事領収書の写し
- (3) 補助対象工事の完了写真
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項の産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し

- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）第 10 条第 1 項に規定する届出書の写し（補助対象工事が建設リサイクル法第 9 条第 1 項に規定する対象工事である場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第 13 条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容の審査を行い、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、西川町空き家除却支援事業補助金額確定通知書（別記様式第 11 号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 14 条 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、西川町空き家除却支援事業補助金請求書（別記様式第 12 号）により町長に請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 15 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき
- (2) 補助金を目的外に使用したとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき
- (4) その他町長が不適當であると認めたとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。